

令和元年 12 月 24 日

あいちトリエンナーレ 2019 実行委員会 会長
大村秀章 殿

東京都文京区水道 2-6-3-2F 「つくる会」内
電話：03-6912-0047
慰安婦の真実国民運動
代表 加瀬英明

「真実の種」を育てる会
代表運営委員 岡野俊昭

公開質問状

「慰安婦の真実国民運動」ならびに「『真実の種』を育てる会」はそれぞれ、日本国内の慰安婦問題をはじめとした我が国と日本国民を貶める歴史認識を改め、真実を発信することで、日本の名誉回復のために活動する団体である。

あいちトリエンナーレ 2019 内で開催された、「表現の不自由展・その後」（以下、当該展示会）での、展示内容について、我々は遺憾を超えた怒りを覚えており、また、その後の大村会長および「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」自体に憤りを禁じえない。

以下、各項目について、問題点と質問について記載する。

1. 展示の何が問題か

(1) 平和の少女像の名を借りた慰安婦顕彰碑

問題点：

キム・ソギョンおよびキム・ウンソン「平和の少女像」は、「慰安婦像」ではなく、戦争と性暴力をなくすための「記憶闘争」のシンボルと説明されている。この「記憶闘争」とは一体何か。これは、韓国ソウルの日本大使館前で繰り返し行われているいわゆる「水曜デモ」に他ならない。このデモの目的は「慰安婦」被害者の人権と名誉を回復するため

ということが当該展示会の説明文にも明確に記載されている。故に、この像が慰安婦像ではないと注釈をつけることは見苦しい言い訳という他ない。

質問：

(1)大村会長・知事は韓国ソウルで行われている水曜デモを認識しているかを問う

(2)大村会長・知事の慰安婦問題に関する歴史認識を問う。特に以下の点を明らかにされたい

- ・当時の慰安婦募集の経緯
- ・軍や官憲による「強制連行」の有無
- ・軍や官憲が「強制連行」したとされる 20 万人の根拠
- ・それら慰安婦は「性奴隷」であったのか、国連の「奴隷の定義」に基づいて回答されたい

(2)昭和天皇を貶めた映像作品

問題点：

大浦信行「遠近を抱えて」内の約 20 分におよぶ動画について、当然我々はすべての内容を把握した上で本状を作成していることを予め申し上げる。当該作品は冒頭に昭和天皇をガスバーナーで燃やし、作品終盤でその灰を踏みつける。作者はその行為をいわゆる「お焚き上げ」の一種であると説明している。一般に、「写真を燃やす」という行為はなにかしらの「恨み」を相手に与えるという意図を感じる行為であり、例えば自分自身や、自分の近親者が燃やされたらどう考えるか、と立場を置き換えればその不快さは容易に想像できるはずである。日本国憲法第 1 条で規定されているとおり、「国民統合の象徴」である、天皇陛下のご肖像を燃やすことは日本国民全体に対する愚弄であると言っても過言ではない。

質問：

(1) 日本国民統合の象徴である天皇陛下を燃やし、踏みつける動画が「芸術」といえるか、見解を伺う

(2) この作品は全日本人に対するヘイト・差別扇動表現である。人権侵害と言っても過言ではないこのような動画について、我々は芸術の範疇から超えると考えるが見解を伺う

(3) 当該動画については、天皇陛下を敬愛する多くの日本国民からの抗議の声が寄せ

られていると考えられるがその抗議についてどう考えるか

2. 大村会長の責任逃れをはじめとした言動と態度

(1) 8月13日知事記者会見における大村会長の態度

問題点：

大村会長は、知事として8月13日の記者会見で、「表現の不自由展・その後」の中止について問われ、次のように発言している。(囲みは引用)

円滑な運営、それから全体の管理運営、それからまた予算面での対応等々、全体を円滑に進めていくということですね。その中で芸術監督というのは、芸術監督を決めた以上は、そこで作品の中身、芸術の中身等々については、もうお任せをする、基本的にはその芸術監督の責任で仕切ってもらおうという、こういう何ていいますか、建て付けになっております。ですから、全体のこの安全安心といえますか、全体の円滑な管理運営について、そのことをですね、しっかりやっていくということだと思っております。

ですから、こういったその芸術作品の中身等々についてはですね、まずはですね、芸術監督が一義的にそのそれぞれの企画展、芸術監督とキュレーター、学芸員ね、キュレーターとでこう練り上げてやっていかれますので、その芸術監督、キュレーターとこの企画展の皆様とで十二分に話し合いをしていただく。もちろん我々県のサイドとしてはですね、実行委員会の事務局としては、その全体の安全安心な運営ということの中でね、しっかりその役割を果たしていくという役割分担だと思っております。

ですから、これは冒頭から申し上げてると思いますがけれども、そこら辺のそういうその枠組みをですね、きちっと押さえた上でこれまでもやってまいりました。なので、この表現の不自由展についてはですね、繰り返しますけれども、私がこの内容を、どうもこういう内容があるようだということを事務方から聞いたのが6月半ばでありましたから、その段階でこれ本当にやるのかということで、津田監督を通して、また津田監督にもそうだし、津田監督を通してですね、これについてはどうかと。この展示についてはやめてもらえんかとかですね、これはこうじゃないかとかですよ、例えば実物じゃなくてパネルにしてくれたらどうかとかですよ、これは中は写真は撮っちゃ駄目だと、見てもらうだけだということとか、いろんな強い要望、希望は申しあげましたよ。

記者会見上の発言をみると、あいちトリエンナーレの芸術のすべてを津田大介芸術監督に任せており、その責任で仕切ってもらおうという建て付けと説明されている。津田芸術監督の責任は免れないが、たとえ芸術監督に任せていたとしても実行委員会会長としての大村知事のあいちトリエンナーレ全体に対する責任を免れない。したがって、「表現の

不自由展・その後」の展示内容についても当然責任を負わなければならない。

また、引用文後段では、実行委員会会長である知事が一定の措置を取る必要を述べている。結果として芸術監督がそれを受け入れなかったという表現となっているが、最高責任者は会長である以上、このような説明があっても、実行委員会会長である大村知事のこの発言は大村知事自身の責任逃れに終始した発言と判断するほかに無い。愛知県行政のトップを担う知事として責任放棄と言っても過言ではないこの対応には強い憤りを感じている。さらに、9月25日、大村知事は津田大介芸術監督に対して嚴重注意処分を決定した。この対応にも実行委員会会長である大村知事の責任逃れの姿勢を感じる。

我々は、責任の一切を芸術監督に負わせたこの大村知事の発言を強く糾弾する。

質問：

- (1) 津田芸術監督が指示に従わなかったことによる大村会長としての責任を何う
- (2) 大村会長の津田芸術監督を任命したことに対する責任についてどのように考えるか何う

(2) 「表現の不自由展・その後」再開にあたっての河村会長代行の関与について

問題点：

9月25日の「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」による、中間報告を受けて、10月8日、「表現の不自由展・その後」を再開した。大村会長とあいちトリエンナーレ実行委員会間での協議の結果であると承知しているが、その中に河村たかしあいちトリエンナーレ実行委員会会長代行が含まれていない。河村会長代行は名古屋市長として、名古屋市の公金をあいちトリエンナーレに支出する立場にあり、再開のプロセスに一切関わっていないことは大きな問題である。再開プロセスに関与していない以上、河村会長代行が市長として市税の拠出を止めたことは、市長としての責任を果たした結果であり当然と言える。

大村会長は名古屋市に対して名古屋市の負担分の支払いを求めているが、これでは「口は出すな、でも金は出せ」という態度である。税金を拠出する以上責任が伴う。河村会長代行の排除は愛知県が名古屋市の責務を果たさせなかったことであり、不当である。

質問：

- (1) 「表現の不自由展・その後」の再開に向けた協議に河村会長代行を参加メンバーに入

れなかった理由を伺う

(2) 大村知事は河村会長代行の座り込みを「ヘイトまがい」と Twitter に投稿したが、その根拠は何か

(3) 河村会長代行、名古屋市長の排除は、愛知県、ひいては大村知事が名古屋市の税金執行にたいして、責任を果たさせなかったと考えるが認識を伺う

(3)文化庁補助金不交付に対する反応

問題点：

令和元年 9 月 27 日、文化庁はあいちトリエンナーレに対する補助金の支給を不交付とした。芸術の名を借りた政治プロパガンダを含むようなこの展示会に公金を拠出することがふさわしくないと考える我々はこの文化庁の決定を断固支持する。

その中で、大村会長は 10 月 23 日の臨時記者会見で、不服申し立てをすることを表明した。

質問：

(1) 不服申し立てを行う根拠は何か

(2) 我々は政治プロパガンダの表現に公金を投じたことになったと考えている。政治プロパガンダに公金を投じたことに対する見解と、責任の所在について明らかにされた

3. 「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」中間報告について

(1) “Japanese Military Sexual Slavery”に対する的外れな見解

問題点：

「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」の中間報告によると、いわゆる「平和の少女像」に付された英語説明文の「Japanese Military Sexual Slavery」の文言について、次のように説明されている。(囲みは引用)

ちなみに、sexual slavery という英語表現は、1980 年代から英語圏で一般的によく使われるもので、人身売買などによって売春を強要された女性全般を指す。また、Japanese military というのは、日本軍の拠点においてという意味であり、ただちに日本軍の強制連行を示すものではないと解されている。

Sexual slavery という英語表現が 1980 年代から英語圏で一般的に使われている表現であり、人身売買の被害者となった女性を指す言葉であるという説明があったとしても、現代の人身売買・売春強要の問題と第二次世界大戦、大東亜戦争中の慰安婦の慰安婦は分けて考えなければならない。

また、中間報告書では、韓国における“Military Sexual Slavery”という訳語の解釈に対する見解も示されている。(囲みは引用)

なお、韓国における“Military Sexual Slavery”という訳語も、日本軍による強制連行を示唆する含意はないとされている。ちなみに、この用語は、1960～70 年代に米軍基地周辺で営業していた売春関連のワーカーと第二次大戦中の戦場での慰安婦を区別するため後者を「戦場慰安婦 = ジョンジャンウィアンプ」と呼んでいたところ、それをそのまま英語に当てはめたものと言われている。

我々は「〇〇と言われている」とした表現をそのまま受容することは到底できない。

また、これらの言説の出典について、「韓国・朝鮮半島政治の専門家へのヒアリングに基づくまとめ。」と記載されている。この「専門家」と書いておけば問題ないだろうという姿勢が情報の信憑性を毀損している。

そもそも、この 2 か所の引用文に関する内容は正確ではなく、歴史の真実を発信する我々として断固受け入れることはできない。

はじめに、“sexual slavery”という英語表現は英語圏では、1979 年、社会学者 Kathleen Barry 氏が著書で使い始めたとされている。氏は「女性が想定を越えて男性の性的用途に使われた場合、奴隷制の状態にある」としている。中間報告書はこのことを指しているものと思われる。しかし、慰安婦問題に対しては 1992 年国連にて戸塚悦郎弁護士が使い始めてから国際的に広く定着し、その後日本でも使われはじめた用語である。その意味は「(慰安婦としての) 性奴隷」である。日本において、慰安婦性奴隷は、「強制連行された女性」を想起させる。

“Japanese military”という英語表現は、明らかに日本軍である。したがって水曜デモ 1000 回を記念して製作されたいわゆる「少女像」につける説明として、“Japanese Military Sexual Slavery”という英語表現が一般的に、「日本軍による強制連行」という意味はないということはまったくもって無意味である。

質問：

- (1) 中間報告に記載されている「韓国・朝鮮半島政治の専門家」とは、誰か
- (2) 英語表現“Sexual Slavery”について中間報告書の根拠を文献、資料に基づいて具体的に回答されたい
- (3) “Japanese Military”という英語表現に「拠点」という意味がある根拠を明確に示されたい
- (4) 「戦場慰安婦」を韓国語で「ジョンジャンウィアンプ」と呼んでいたものを、そのまま英語に当てはめても“Military Sexual Slavery”という訳語を導き出すことはできない。そのまま英語に当てはめるとこのようになる根拠は何か

(2) 見当違いの「ヘイトスピーチ」に対する考え方

問題点：

「表現の不自由展・その後」の展示作品の中には、日本人に対するヘイトスピーチであるという指摘もある。しかし、「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」による中間報告書では「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」により、日本人への差別的言動は違法でないため問題ないとしている。

先にも述べた通り、「遠近を抱えて」は、日本国民統合の象徴である天皇陛下（昭和天皇）を燃やすという日本人であれば到底許すことのできない表現をいわゆる「芸術」とするものであり、日本国民に対する差別的言動であると判断する。「あいちトリエンナーレ実行委員会」も、「あり方検証委員会」も、日本人への差別的言動は違法でないこと、表現の自由を根拠としてこの「芸術」が成立するという見解を示しているが、表現の自由には責任も伴うことを指摘しなければならない。

質問：

- (1) 「表現の自由」に対して大村会長はどのような責任が伴うと認識しているか。あるいは、言いつばなしの無責任を容認するか
- (2) 中間報告書では、日本人に対する差別的言動は、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」により対象外としていることを挙げて問題ない旨の表記がある。すなわち、日本人に対する差別表現がこの展示会中にあったことを認めていると考えるが、その認識を伺う
- (3) 公の場所を差別的言動の場に提供した愛知県の責任についてどのように考えるか

最後に、本状の質問については令和2年1月31日（必着）までの郵送による回答を求める。回答がない場合は、本状の公開とその結果を広く周知し、愛知県ならびに本件会長、すなわち責任者たるもののあり方として大村知事をさらに追求せざるを得ない。

本状はしかるべき時期に公表する予定である。

以上